

ひな形

〔施設名〕

洪水時の避難確保計画

策定した日付、もしくは改訂
した日付を記載する

平成30年2月 日 策定

長野県池田町施設用

目 次

1. 計画の目的	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	1
4. 避難勧告等の判断基準	2
5. 判断基準となる水位観測所と避難対象区域	3
6. 情報収集及び伝達	4
7. 避難誘導	5
8. 避難の確保を図るための施設の整備	6
9. 防災教育及び訓練の実施	6
10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）	6

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

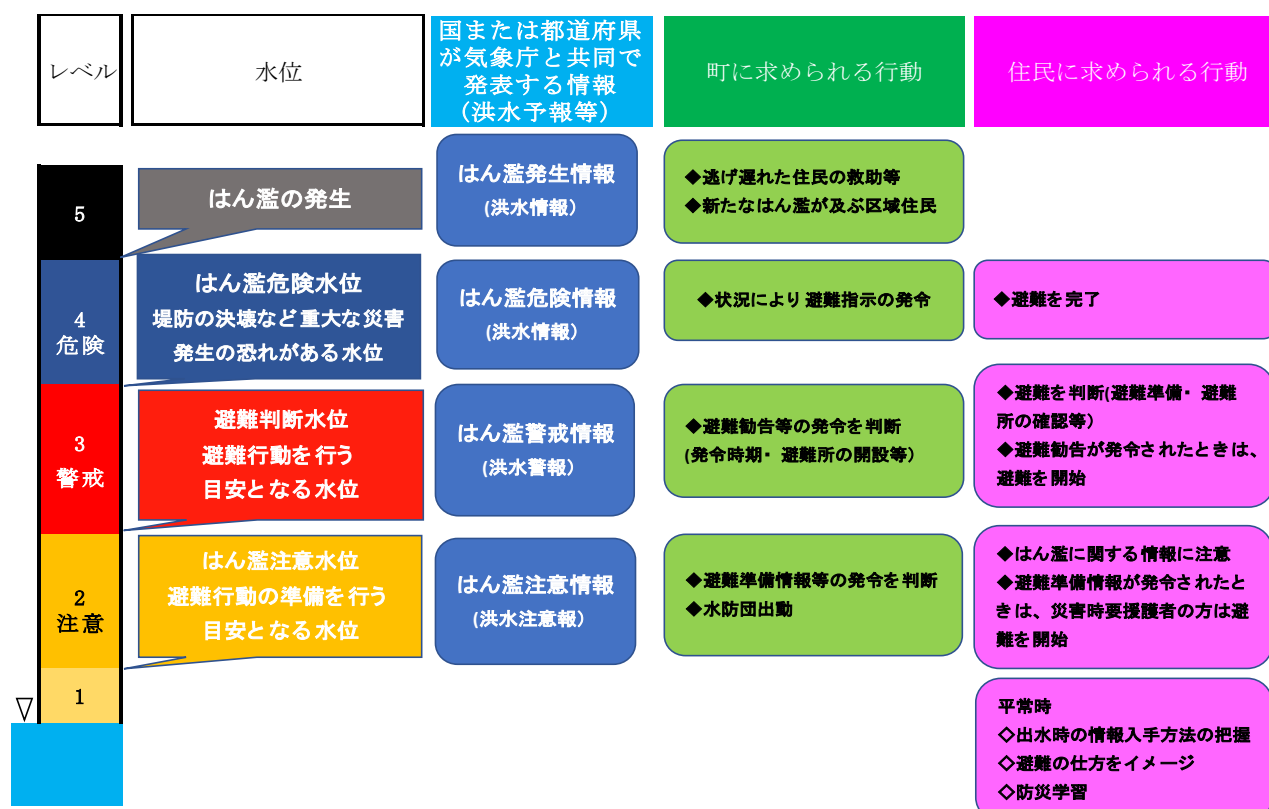
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員*
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報発表 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報発表 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 使用する資器材の準備 	避難誘導要員
		<ul style="list-style-type: none"> 保護者への事前連絡 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民への事前協力依頼 	情報収集伝達要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報又は避難勧告又は避難指示の発令 高瀬川氾濫注意情報又は高瀬川氾濫警戒情報又は高瀬川氾濫危険情報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 避難勧告等の判断基準

発令区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	基準となる水位観測所において、はん濫注意水位を超え、今後の水位上昇が見込まれる場合
避難勧告	基準となる水位観測所において、避難判断水位を超え、今後の水位上昇が見込まれる場合
避難指示（緊急）	更に危険が迫ったとき。基準となる水位観測所において、はん濫危険水位に到達したとき



水防団待機水位	水防団の待機の判断目安、水位が1メートルとなったとき
はん濫注意水位	避難準備情報等の判断の目安、水防団の出動の目安となる水位
避難判断水位	避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位

5. 判断基準となる水位観測所と避難対象区域

水位設定のある高瀬川の池田町十日市場観測所の水位による浸水想定での避難対象区域

○高瀬川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位 (池田町十日市場)
避難準備・高齢者等避難開始 (はん濫注意水位)	<ul style="list-style-type: none"> 雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測される時。 避難判断水位に到達し 120 分後にはん濫危険水位に到達すると予測される時。 近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手した時。 	豊町 滝沢 林中 和合 内鎌 洪田見 十日市場 高瀬橋南 鵜山 中之郷	1.50m
避難勧告 (避難判断水位)	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の異常（堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時。 避難判断水位に到達し 70 分後にはん濫危険水位に到達と予測される時。 高瀬川はん濫警戒情報を受信した時。 	同上	2.0m
避難指示（緊急） (はん濫危険水位)	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認した時。 河川管理施設の異常が増大（堤防の亀裂拡大、漏水が増大等）するのを確認した時。 避難判断水位に到達し 55 分後にはん濫危険水位に到達と予測、もしくは既に到達している時。 高瀬川はん濫危険情報を受信した時。 	同上	2.3m

6. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	池田町からの広報、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報(避難勧告等)	池田町からの広報、町民メール、テレビ、ラジオ、緊急速報メール(エリアメール)

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 雨に関する情報

①気象情報の種類

○大雨注意報（長野地方気象台が発表）

大雨注意報は、大雨により災害の起こるおそれがある旨を警告して発表される。

○大雨警報（長野地方気象台が発表）

大雨警報は、大雨により重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して発表される。

○記録的短時間雨量情報（長野地方気象台が発表）

記録的短時間雨量情報は、大雨警報発表時に、降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

⇒長野地方気象台では、1時間雨量が100mmを超えた際に発表

②雨量・水位情報の確認

情報名	入手先	備考
雨量・水位情報	長野県 河川砂防情報ステーション http://www.sabo-nagano.jp/ 施設前雨量局	〇〇雨量局のデータに注視する。 〇〇水位局のデータに注視する。 簡易雨量計の雨量について注視する。

(3) 情報伝達

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙〇「保護者(利用家族)緊急連絡網」に基づき、保護者(利用家族)に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙〇「保護者(利用家族)緊急連絡網」に基づき、保護者(利用家族)に対し、「非常体制に移行したので、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する。利用者（又は児童）引き渡しは〇〇〇〇（避難場所）において行う。利用者（又は児童）引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙〇「保護者(利用家族)緊急連絡網」に基づき、保護者(利用家族)に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において利用者（又は児童）引き渡しを行う」旨を連絡する。

7. 避難誘導

(1) 避難場所

- 洪水時における避難場所は、〇丁目「〇〇小学校」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難するものとする。

(2) 避難経路

- 洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇丁目「〇〇小学校」）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

8. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

9. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

以下は、自衛水防組織を設置する場合に限る

10. 自衛水防組織の業務に関する事項

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

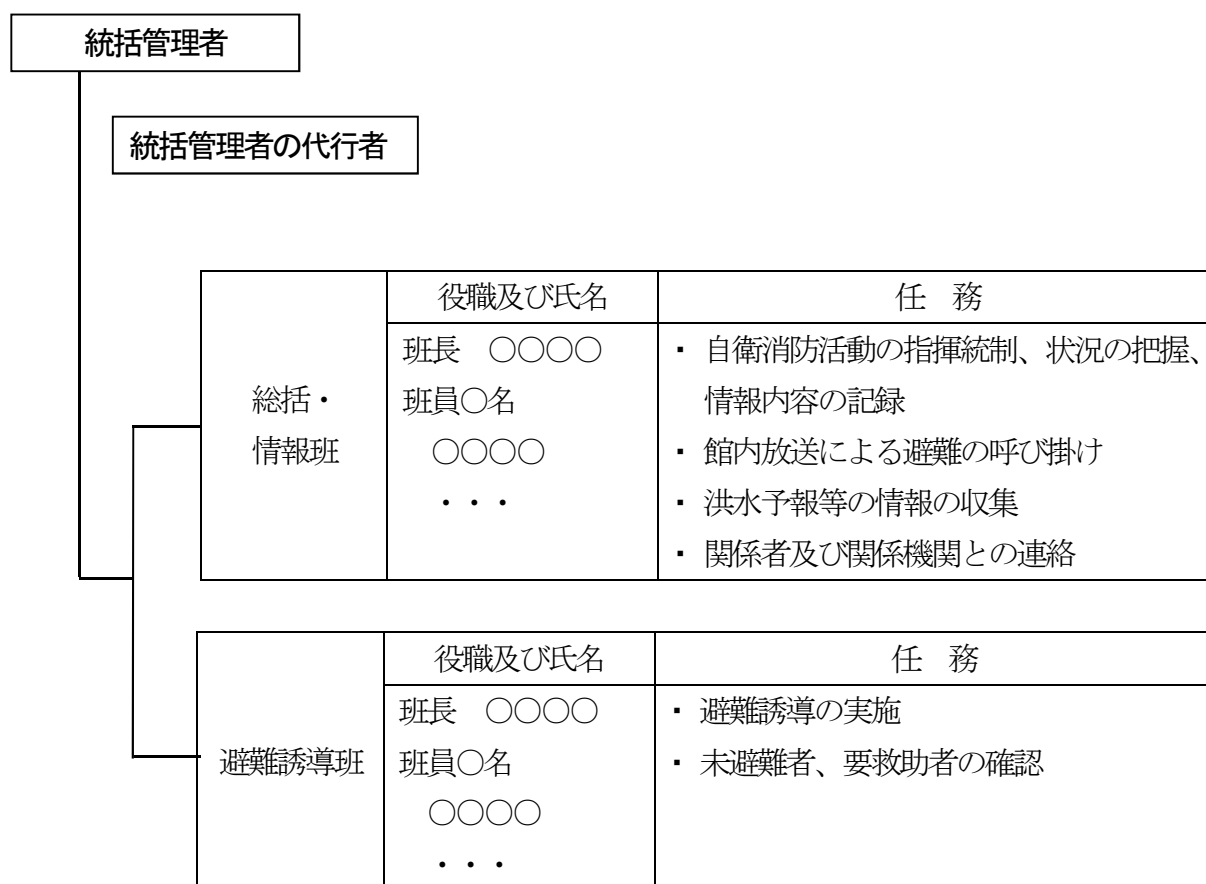
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料